

○石垣市立八重山博物館収蔵庫の管理に関する規程

令和4年5月27日

教育委員会訓令第7号

(目的)

第1条 この規程は、石垣市立八重山博物館収蔵庫(以下「収蔵庫」という。)の管理及び見学について必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 収蔵庫の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
博物館北仮第一収蔵庫	石垣市字登野城4番地2
博物館南仮第二収蔵庫	石垣市字登野城4番地2
博物館バナナ収蔵庫	石垣市字登野城1208番13

(収蔵資料)

第3条 収蔵庫に収蔵するものは、以下のとおりとする。ただし、特に重要な収蔵資料は博物館内に収蔵管理するものとする。

- (1) 陶磁器資料
- (2) 民俗資料
- (3) 建築資料
- (4) その他博物館長が認めたもの

(収蔵庫区分)

第4条 収蔵庫の区分は、以下のとおりとする。

- (1) 一般収蔵庫 博物館北仮第一収蔵庫、博物館南仮第二収蔵庫
- (2) 特別収蔵庫 博物館バナナ収蔵庫

(管理)

第5条 収蔵庫内の収蔵品管理に係わる職員は、適切な管理を行い、収蔵品台帳を整備し、必要に応じて管理状況の確認を行なうものとする。

(開庫時間等)

第6条 特別収蔵庫を見学できる時間及び期間は、次のとおりとする。ただし、教育長が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更し、又は閉庫することができる。

- (1) 開庫時間は、午前10時から午後4時までとする。ただし、正午から午後2時を除くものとする。

- (2) 開庫期間は、6月1日から12月28日までとする。ただし、石垣市立八重山博物館条例施行規則(平成15年教育委員会規則第4号)第3条第1項第1号、第2号及び第3号に規定する休館日は閉庫するものとする。

(見学手続き)

第7条 特別収蔵庫を見学しようとする者(以下「見学者」という。)は、見学希望日の原則2週間前までに特別収蔵庫見学申請書(様式第1号)を提出し、博物館職員立会いの下見学するものとする。

2 特別収蔵庫は無料で公開することとする。

(遵守事項)

第8条 見学者は、収蔵庫内において次の事項を遵守するものとする。

- (1) 収蔵品には、許可しているもの以外は触れないこと。
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為はしないこと。
- (3) その他博物館職員の指示に従うこと。

(退出)

第9条 博物館職員は、見学者が本規程に違反し、又は不都合な行為があると認められる場合は、退出を命ずることができる。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、収蔵庫管理に関し必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年6月1日から施行する。ただし、第6条から第9条までの規定は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

特別収蔵庫見学申請書

申請日 年 月 日

石垣市立八重山博物館長 様

申請者 住 所
氏 名
連絡先

石垣市立八重山博物館収蔵庫の管理に関する規程第7条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

団 体	団 体 名			
	連 絡 先	住 所		
	担 当 者	担当者	電 話	
	見学者数	小中学生 名 + 高校生 名 + 一般 名 = 計 名		
	見学目的	<input type="checkbox"/> 研修(社会科見学含む) <input type="checkbox"/> その他()		
	希望日時	年 月 日() 午前・午後 時		

個 人	連 絡 先	住 所		
		氏 名	電 話	
	見学目的	<input type="checkbox"/> 一般見学 <input type="checkbox"/> 研究等		
	希望日時	年 月 日() 午前・午後 時		

[見学時遵守事項]

- (1) 収蔵品には、許可しているもの以外は触れないこと。
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為はしないこと。
- (3) その他博物館職員の指示に従うこと。

【博物館記入欄】

受付年月日	年 月 日	供 覧	館 長	館長補佐	学芸係長	学芸係
許可年月日	年 月 日					
立会職員						

